

条 例	施 行 規 則
<p>第六章 公害等に関する規制等</p> <p>第三節 土壌環境及び地下水質の保全</p> <p>第七十六条 知事は、人の健康を損なうおそれのある物質として規則で定めるもの(以下この節において「特定有害物質」という。)に汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染が人の健康に係る被害を生ずることを防止するため、土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針(以下この節において「土壌及び地下水汚染対策指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>(汚染状況の調査等)</p> <p>第七十七条 特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所(規則で定める事業所を除く。以下この節において「特定有害物質取扱事業所」という。)を設置している者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この節において「特定有害物質取扱事業者」という。)は、現に取り扱っている特定有害物質の適正な管理に努めるとともに、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、その特定有害物質取扱事業所における特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況を調査するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による調査をした特定有害物質取扱事業者は、その結果を速やかに知事に報告するとともに、公表するよう努めなければならない。</p> <p>(汚染土壌の処理に関する命令)</p> <p>第七十八条 知事は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害</p>	<p>第六章 公害等に関する規制等</p> <p>(特定有害物質)</p> <p>第六十条 条例第七十六条の規則で定める物質は、第二十七条第一号から第二十五号までに掲げる物質とする。</p> <p>(適用除外事業所)</p> <p>第六十一条 条例第七十七条第一項の規則で定める事業所は、廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を業とする事業所とする。</p> <p>(汚染処理計画等の作成等)</p> <p>第六十二条 条例第七十八条第一項に規定する汚染処理計画には、</p>

物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染した土壌の処理に関する計画（以下この条において「汚染処理計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により汚染処理計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染した土壌の処理が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

（特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置）

第七十九条 特定有害物質取扱事業者は、その特定有害物質取扱事業所を廃止し、又は当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱いは取り扱っていた部分を除却するときは、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準（以下この条及び次条において「土壌汚染基準」という。）を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画（以下この条及び次条において「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱

次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土壌の汚染の状況
- 二 汚染の処理を行う区域
- 三 汚染の処理の方法
- 四 汚染の処理の開始及び終了の予定時期
- 五 汚染の処理の期間中の環境保全対策

2 条例第七十八条第二項の規定による汚染処理計画の提出は、様式第二十八号の計画作成報告書に添付してしなければならない。

3 条例第七十八条第三項、第七十九条第四項又は第八十条第五項の規定による報告は、汚染した土壌の処理の完了後又は汚染の拡散の防止の措置の完了後速やかに、様式第二十九号の報告書によってしなければならない。

（特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の調査等）

第六十三条 条例第七十九条第一項又は第八十条第二項の規定による土壌の汚染の状況の調査は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 特定有害物質の取扱いの状況
- 二 特定有害物質による土壌の汚染の状況
- 三 地下水の状況
- 四 今後の土地の利用計画

2 条例第七十九条第一項又は第八十条第二項の規定による土壌の汚染の状況の調査の結果の報告は、調査後速やかに、様式第三十号の報告書によってしなければならない。

（土壌汚染基準）

第六十四条 条例第七十九条第二項の規則で定める基準は、別表第二十二の中欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値とする。ただし、特定有害物質による土壌の汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場合には、当該特定有害物質に係る基準は、適用しない。

事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染拡散防止計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有害物質取扱事業者が土壤の汚染の状況の調査又は汚染した土壤の拡散の防止に係る措置を行わずに第一項に規定する特定有害物質取扱事業者の廃止又は建物の除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあつては、当該土地の返還をいう。以下この項及び第八十一条において同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者は、土壤及び地下水汚染対策指針に基づき、当該調査又は当該措置を講じなければならない。

（土地の改変時における改変者の措置）

第八十条 規則で定める面積以上の土地について規則で定める行為による改変（以下この条において「改変」という。）をしようとする者（以下この条及び次条において「土地改変者」という。）は、土壤及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、その改変をしようとする土地（以下この条において「改変予定地」という。）における過去の特定有害物質取扱事業者の設置の状況等を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、当該改変予定地の土壤が汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土壤の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、改変予定地の土壤の汚染の状況の調査の結果、当該改変予定地の土壤の特定有害物質の濃度が土壤汚染基準を超えていることが判明したときは、当該改変予定地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、土壤及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画を作成

（汚染拡散防止計画の作成等）

第六十五条 条例第七十九条第二項又は第八十条第三項に規定する汚染拡散防止計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土壤の汚染の状況
 - 二 汚染の拡散の防止の措置をとる区域
 - 三 汚染の拡散の防止の方法
 - 四 汚染の拡散の防止の措置の開始及び終了の予定時期
 - 五 汚染の拡散の防止の措置の期間中の環境保全対策
- 2 条例第七十九条第三項又は第八十条第三項の規定による汚染拡散防止計画の提出は、様式第三十一号の計画作成報告書に添付してしなければならない。

（土地の改変時の調査等）

第六十六条 条例第八十条第一項の規則で定める面積は、三千平方メートルとする。

2 条例第八十条第一項の規則で定める行為は、次に掲げる行為（農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する農用地に係る行為を除く。）とする。

- 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
- 二 建築物その他工作物の建設その他の行為

3 条例第八十条第一項の規定による過去の特定有害物質取扱事業者の設置の状況等の調査は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 特定有害物質取扱事業者又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所の設置の状況その他の土地の利用の履歴
- 二 特定有害物質又は特定有害物質に該当する物質の取扱いの状況

4 条例第八十条第一項の規定による調査の結果の報告は、調査後速やかに、様式第三十二号の報告書によってしなければならない

し、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染拡散防止計画の内容を誠実に実施しなければならない。

5 第三項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(記録の作成等)

第八十一条 特定有害物質取扱事業者、第七十九条第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止若しくは建物の除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地改変者は、この節の規定により実施した調査又は処理若しくは措置について記録を作成し、保管しておかなければならない。

2 特定有害物質取扱事業者、第七十九条第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止若しくは建物の除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地改変者は、この節の規定により実施した調査又は処理若しくは措置をした土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に引き継がなければならない。

(勧告)

第八十二条 知事は、第七十八条第二項若しくは第三項、第七十九条第一項若しくは第三項から第五項まで、第八十条第一項若しくは第三項から第五項まで又は前条の規定に違反をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(地下水の水質の浄化に係る命令)

第八十三条 知事は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、その者が、当

ない。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第六十七条 条例第八十三条第一項又は第二項の規定による命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる特定有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定有害物質取扱事業所の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行つものとする。

2 条例第八十三条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる特

該浸透があつた時において当該特定有害物質取扱事業者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定有害物質取扱事業者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 特定有害物質取扱事業者（特定有害物質取扱事業所又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、その特定有害物質取扱事業所について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

定有害物質の量について別表第二十三の中欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下この条において「浄化基準」という。）を超える地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に應じて当該各号に定める地点（以下この条において「測定点」という。）において当該地下水に含まれる特定有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は条例第八十三条第二項の命令を二以上の特定有害物質取扱事業所の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定有害物質取扱事業所における特定有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に應じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質の量の削減目標（以下この条において「削減目標」という。）を達成することとする。

一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第二号から第四号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。） 同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（第八十一条において「水質環境基準」という。）のうち、特定有害物質に該当する物質に係るものが確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(調査への協力)
第八十四条 知事は、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の原因を調査するため必要があると認めるときは、必要最小限の規模に限り、土地の所有者又は管理者に対し、当該土地の調査について協力を求めることができる。

3 条例第八十三条第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定有害物質取扱事業所の設置者又は設置者であった者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準(同項の命令を二以上の特定有害物質取扱事業所の設置者又は設置者であった者に対して行う場合にあつては、削減目標)、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定有害物質取扱事業所の設置者又は設置者であった者に対して行うものとする。